項目6 個人情報ファイル簿,個人情報取扱事務目録

論点	〈論点1〉個人情報ファイル簿		
法令の 分析	改正法では、対象が1,000人以上といった一の条件を満たす、個人情報ファイルの名称、用目的、記録される項目等を記載した「個」報ファイル簿」を作成、公表する規定が設けれた。	利人情	
審議会の意見	個人情報ファイル簿の作成対象外となる 1,000人未満のファイルも含めた一覧を別 途作成し、公表することがが適当。	Α	
理由	理由 市民への情報提供の観点から、1,000人未満のファイルでも公表することが重要なため。		

項目7 行政機関等匿名加工情報提供制度

論点	〈論点1〉行政機関等匿名加工情報の提供	
法令の 分析	改正法では、民間事業者等からの提案を受け 特定の個人を識別することができないように エしたデータを提供して、利活用する仕組み 導入された。	二加
審議会の意見	・手数料は政令で定める額を標準として 定めること。 ・行政機関等匿名加工情報の提供の実施 状況は、審議会に報告することが望ましい。	В
理由	・特定の者に対する役務の提供となるため、 益者負担の原則に基づき手数料を徴収すべき その額は全国共通水準で問題がないため。 ・行政機関等匿名加工情報の提供状況を検討 るため。	きで、

項目8 審議会の役割

論点	〈論点1〉審議会の役割	
法令の 分析	改正法では、「個人情報の適正な取扱いを確するため専門的な知見に基づく意見を聴くこが特に必要であると認めるときは、審議会そ他の合議制の機関に諮問することができる。 と規定された。	<u>と</u>
審議会の意見	高度な専門性や市民感覚を踏まえた視点 を確保するために、特に必要な事案につ いては審議会に意見聴取する等、その位 置付けを、新条例で規定することが必要。	Α
理由	第三者機関である審議会による専門的な知見 基づく意見は、適正な制度運用にとって重要 ものであるため。	

8

京都市における個人情報保護制度の見直しについて答申(案) ~ 市民の皆様から御意見を募集します~

近年,我が国では,情報通信技術と多様なデータを活用し,国民の利便性向上 や様々な課題解決などを目指すデジタル社会の形成が進められています。また, 人格尊重の理念のもと,個人情報の適正な取扱いに万全を期す必要があります。

このような状況のもと、国において、個人情報保護法が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、全国共通ルールが適用されることとなりました(令和5年4月から施行予定)。

そこで、本市では、個人情報保護法の改正を踏まえ、本市の条例に規定すべき 内容などについて、京都市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」とい う。)に諮問を行い、この度、審議会における議論を踏まえて、答申(案)が取 りまとめられましたので、広く市民の皆様からの御意見を募集いたします。

募集期間	令和4(2022)年 6月 24日(金) ~ 7月 25日(月) 必着	
	次の方法により提出していただけます。 ①京都市情報館(ホームページ)市民意見募集ページ	
ご意見の	https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=5686 ②電子メール: johokoukai@city.kyoto.lg.jp	
提出方法	③ F A X : 075—222—4027	
	④郵 送:下記の提出先まで ⑤持 参:平日午前9時~午後5時の間で下記の提出先まで	
	<u>裏面の意見記入用紙を御活用ください。</u>	
	京都市総合企画局情報化推進室情報管理担当	
提出先	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 🕠 🖊 🖤	
お問合せ	(京都市役所 西庁舎1階 情報公開コーナー)	
	TEL: 075-222-3215 FAX: 075-222-4027	

答申(案)の具体的な内容は以下のページからご覧いただけます。

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/sogo/0000298143.html (紙資料は情報公開コーナーでも配布いたします。)



京都市印刷物 第044202号

令和4年6月発行

発行:京都市 総合企画局 情報化推進室 情報管理担当







京都市における個人情報保護制度の見直しについて答申(案)に対する

市民意見(パブリックコメント)意見記入用紙

御持参又は電子メール、FAX、郵送でお送りいただく際は、この記入用紙を御利用ください。

宛 先 京都市 総合企画局 情報化推進室 情報管理担当

【住 所】〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 (京都市役所 西庁舎1階 情報公開コーナー)

【電子メール】johokoukai@city.kyoto.lg.jp 【FAX】075-222-4027

御意見の関連する範囲・内容等について,該当する箇所へチェックのうえ,以降の意見記入欄に 御記入ください。
□ 概要版
□ 第1の内容全体(はじめに)について
□ 第2-1の内容(基本的な考え方),第2-2(個人情報保護制度の比較)の内容について
□ 第2−3の内容(条例改正事項についての当審議会の意見)について □ (□ 15日4 □ 15日2 □ 15日2 □ 15日4 □ 15日5 □ 15日3 □ 15
(□ 項目1,□ 項目2,□ 項目3,□ 項目4,□ 項目5,□ 項目6,□ 項目7,□ 項目8) □ 第2-4の内容(条例改正に伴う運用事項についての当審議会の意見)について
□ その他

御意見を取りまとめる際の参考にしますので、差し支えなければ〇印で御回答ください。								
年齢	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上
住所	京都市内在住京都市外在住							

御意見の 取扱い お寄せいただいた御意見につきましては、個人に関する情報を除き、概要をホームページで公表するほか、新しい制度の構築に用いることがあります。いただいた情報につきましては、この意見募集以外の目的に利用したり、第三者に提供することはありません。御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

項目3 安全管理措置

論点	〈論点1〉責任者の設置
法令の 分析	現行条例では、「個人情報管理責任者」の設置を 義務づけているが、改正法ではその規定はない。 改正法では、再委託先まで安全管理措置を義務付 けている。
審議会の意見	「個人情報管理責任者」の設置を,条例で 規定することが適当。
理由	改正法では安全管理措置に関して行政内部の責任 者までは規定していないため、個人情報の管理責 任者を規定することは望ましいため。

〈論点2〉漏えい等への対応

改正法では、重大な個人情報の漏えいが生じた ときは、国に報告するとともに、本人に通知す ることが義務づけられている。

国が定める本人通知の要件に該当しない 漏えいがあった場合でも、本人への通知 がなされるよう、条例で定めることが適 当

Δ

個人情報の漏えい等があった場合は、本人がそ の事実を知り得る状態であることが重要である ため。

項目4 個人情報の開示請求

切:

<u> </u>	/ 添上1、 / と四 / - ト 7 注 ナ			
論点	<論点1>代理人による請求			
法令の 分析	現行条例では、開示請求を本人又は本人の法定 代理人に限定している。			
審議会の 意見	任意代理人の開示請求は,市民の利便性 に寄与する制度であるため,新条例で特 段の手当てを講じる必要はない。			
理由	入院中の方、障害をお持ちの方にとっては、任 意代理が認められることは負担軽減に繋がり、 また、真正な代理権の授与があれば、個人情報 保護に支障をきたさないため。			
論点	〈論点3〉開示請求に係る手数料			
法令の 分析	改正法では、開示請求をする者は、条例で定めるところにより、手数料を納めなければならないとなっている。			
審議会の意見	開示請求の手数料は徴収しないことが適 当だが、これまでと同様に、実費の請求 は必要。			
理由	手数料を徴収すると、制度利用の抑制となることが懸念されるため。			

〈論点2〉 開示決定期間

開示決定期間は、改正法で開示請求のあった日から30日以内とされているが、条例で短縮することは可能。

開示決定の期間は、現行条例と同じく、 14日以内とするのが適当。

Α

本市では14日以内の開示決定が定着しており、 現行期間を維持することが適切なため。

〈論点4〉不開示情報の範囲

開示請求に係る不開示情報は,改正法で一元的 に列挙されている。

条例で規定する必要性はない。

С

現行条例の規定と実質的に違いがない改正法の規定が適用されるため。

項目5 訂正及び利用停止請求

論点	〈論点1〉開示請求前置
法令の 分析	改正法では、訂正又は利用停止請求の対象と なる個人情報は、開示を受けた個人情報に限 定している。現行条例ではその限定はない。
審議会の意見	開示請求を前置することは妥当であり, 条例で別の規定をする必要性はない。 C
理由	あらかじめ開示請求を行うことは、対象となる個人情報を特定するために必要な手続きであり、過度な負担でもないため。